

事 務 連 絡
平成 26 年 2 月 19 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

避難指示等対象地域以外の東日本大震災による被災地域における被保険者
及び旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者の
一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（※1）（以下「避難指示等対象地域」という。）以外の被災地域の被保険者の平成 25 年度における一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「避難指示等対象地域以外の東日本大震災による被災地域における被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 25 年 2 月 13 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、平成 26 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、下記のとおり予定していますので、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 26 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

- 1 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について
 - (1) 避難指示等対象地域以外の被災地域の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、平成 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の一部負担金の免除及び平成 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、平成 26 年度の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「国保調整交付金算定省令」とい

う。) 第6条第1号及び第4号並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成19年厚生労働省令第141号。以下「後期高齢者医療調整交付金算定省令」という。) 第6条第1号及び第3号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、平成26年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(2) 旧緊急時避難準備区域等(※2)の上位所得層(※3)の被保険者(東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。)に対して、平成26年10月1日から同年12月31日までの間の一部負担金の免除及び平成26年10月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、平成26年度の国保調整交付金算定省令第6条第1号及び第4号並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、平成26年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(3) (1) 及び (2) による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、平成27年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び平成27年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8を、平成27年度の国保調整交付金算定省令第6条第12号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による調整交付金の交付対象とする予定であること。

(4) (1) による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示等対象地域以外の被災地域の被保険者に対して、平成25年12月31日以前から引き続き、一部負担金の免除及び保険料(税)の減免を行った場合であって、国保調整交付金算定省令第6条第1号及び第4号並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定に基づき、平成25年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、平成25年度についてはこれら各号に該当することとなる保険者等が、引き続き、平成26年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び平成26年1月1日から同年4月1日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8が平成26年度の国保調整交付金算定省令第6条第12号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による調整交付金の交付対象となること。

(5) (1) から (4) の保険料(税)の減免措置に対する財政支援は、同一の事

由によって市町村民税の減免を行っていることが交付要件となること。

2 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の基準について

(1) 1の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置の免除基準については、以下のとおりとすること。

<i>1 (1)の財政支援、1 (3)の財政支援のうち1 (1)に係るもの及び1 (4)の財政支援

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付け保発0502第3号。以下「特例措置通知」という。)の第2Ⅲ1 (1)及びⅣ1 (1)において示した免除基準(ただし、Ⅲ1 (1)⑥から⑧及びⅣ1 (1)⑥から⑧を除く。)とすること。

<ii>1 (2)の財政支援

平成26年9月30日までの間の一部負担金の免除については、特例措置通知の第2Ⅲ1 (1)⑦及び⑧並びにⅣ1 (1)⑦及び⑧とし、同年10月1日以降の一部負担金の免除については、特例措置通知の第2Ⅲ1 (1)及びⅣ1 (1)において示した免除基準(ただし、Ⅲ1 (1)⑥から⑧及びⅣ1 (1)⑥から⑧を除く。)とすること。

<iii>1 (3)の財政支援のうち1 (2)に係るもの

特例措置通知の第2Ⅲ1 (1)及びⅣ1 (1)において示した免除基準(ただし、Ⅲ1 (1)⑥から⑧及びⅣ1 (1)⑥から⑧を除く。)とすること。

なお、特例措置通知の第2Ⅲ1 (1)⑦及び⑧並びにⅣ1 (1)⑦及び⑧については、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者を対象外とする旨の改正を行う予定であり、関係通知については、追って通知する予定であること。

(2) 1の財政支援の対象となる保険料（税）の減免措置の減免基準については、以下のとおりとすることとしており、関係通知については、追って通知する予定であること。

<i>1 (1)の財政支援、1 (3)の財政支援のうち1 (1)に係るもの及び1 (4)の財政支援

「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」(平成25年7月5日付け保国発0705第2号。以下「国保保険料（税）減免基準通知」という。)の2 (1)①から③、⑤及び⑥並びに「平成25年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」(平成25

年7月3日付け保高発0703第1号。以下「後期高齢者医療保険料減免基準通知」という。)の2(2)①から⑤及び⑧と同様の減免基準とする予定であること。

＜ii＞1(2)の財政支援

平成26年度相当分の保険料(税)額であって、平成27年3月31日までに普通徴収の納期が到来するもの(以下「平成26年度相当分保険料(税)」という。)のうち、平成26年4月分から9月分までに相当する月割算定額については、国保保険料(税)減免基準通知の2(1)④及び⑦又は後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)⑥及び⑦と同様の減免基準とし、平成26年度相当分保険料(税)のうち、平成26年10月分から12月分までに相当する月割算定額については、国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から③、⑤及び⑥並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑧と同様の基準とする予定であること。

＜iii＞1(3)の財政支援のうち(2)に係るもの

国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から③、⑤及び⑥並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑧と同様の基準とする予定であること。

3 避難指示等対象地域以外の被災地域の被保険者及び旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者に係る一部負担金及び保険料(税)の平成26年4月1日以降の取扱いについては、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。

(※1) ①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(※2) ①旧緊急時避難準備区域、②指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(※3) 「上位所得層」とは、

①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成25年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯

②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成25年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯